

令和 7 年 9 月 4 日

建設事業者 各位

島田市 行政経営部
契約検査課長

島田市における情報共有システム試行要領の策定について（通知）

下記のとおり要領を策定し、施行するので通知します。

記

1 策定理由及び内容

国土交通省は、建設事業における受発注者の生産性の向上、工事目的物の品質確保の推進の一環として情報通信技術を導入する方針を打ち出しており、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を推進している。

島田市の建設工事においてもシステムを活用し、受発注者がインターネットを介して資料の提出・確認・承認・スケジュール管理等の情報を共有することで、業務の効率化及び生産性の向上を図ることを目的として、システムの試行に関して必要な事項の策定を行った。

2 施行日

令和 7 年 10 月 1 日

3 その他

本要領の策定に併せ、「島田市における情報共有システム活用の手引き（試行版）」についても作成を行った。システムの活用にあたっては、留意いただきたい。

（担当）

契約・検査担当

電話 (0547) 36-7220

Mail keiyakukensa@city.shimada.lg.jp